

令和7年1月14日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和7年1月14日（火）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 庁舎2階 第1・2委員会室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	
13番	安藤 吉孝	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 12番 三森 伸治

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3の規定による届出について

第3 農地法第18条の規定による小作解約について

[合意解約] 【中間管理】

第4 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第6 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第7 非農地証明願の承認について

第8 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地

利用集積計画（案）の承認について

【一般】

## 6、農業委員会事務局職員

局長	芹口	孝直
係長	今村	翔太
参事	後藤	健一

事務局 皆さん、こんにちは。  
明けておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。  
それでは、令和6年度第10回高森町農業委員会総会を開会いたします。  
高森町農業委員14名中、13名が出席しておられます。  
会議規則第6条の規定により、過半数の出席で総会が成立となりますので、御報告いたします。  
それでは、高崎会長、挨拶をよろしくお願いいたします。

会長 皆さん、明けておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。  
去年は、夏場の高温により、作物の生育の障害、また高温障害にやられました。また、子牛については、価格が低迷し、特に黒牛の価格が下落したこともあり、1年を通し厳しい状況だったと思っております。  
今年は、昨年のような異常気象もなく、子牛も適正な価格で推移していくよう願っております。  
また、米に関しても、去年同様、高値で推移していけばいいなと思っております。  
さて、農業委員も、今年の3月で任期が終わりとなります。  
今、農業委員会としても地域計画を作成しております。  
3月までに作成できるよう、皆様のご協力のほど、よろしくお願いいたします。  
今回の総会については、3条、4条、5条、またその他の議案とか、いろいろあります。  
総会後に、非農地の判定会議もありますので、最後まで皆様と一緒に審議の上、進めていきたいと思っております。  
よろしくお願いいたします。

事務局 高崎会長、ありがとうございました。  
それでは、議事に入りたいと思っております。  
会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、高崎会長、進行をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、進めていきます。

**「議第44号」**

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署

名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和7年1月14日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議事録署名となっておりますが、こちらから指名してよろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。それでは、今回は7番委員、8番委員にお願いします。

**「報告第11号」**

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和7年1月14日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは相続ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明いたします。

4ページをお開きください。番号1、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては夫から妻への相続です。

補足資料は、3ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、4ページから5ページをお開きください。

番号2、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、4ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号3、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては夫から妻への相続です。

補足資料は、5ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号4、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、6 ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号5、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子へ、農地の一部の相続です。

補足資料は、7 ページの赤枠で囲ってある筆です。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、これは報告ですので、次にいきたいと思います。

#### 「報告第12号」

事務局 農地法第18条の規定による小作解約について〔合意解約〕【中間管理】。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和7年1月14日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは中間管理等の合意解約ですので、この件も事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明いたします。

7 ページをお開きください。

番号1、借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記のとおり、解約事由につきましては双方合意の合意解約です。

補足資料は、9 ページから10 ページの赤枠で囲ってある筆です。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。この件も今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

6番委員 この後、誰か耕作する方はいますか。

事務局 この後の方は見つかりません。  
借受人は長年耕作されてきた方なのですが、近年はイノシシとかが入って荒らされたり、またお年を召されていますので、もう作付けは限界と、何度も御相談を受けた事例です。  
場所が場所なのでなかなか、次の受け手がいない状況です。

1番委員 私の担当地区ですので、補足説明をします。  
現地は、非常に場所も悪くて、イノシシが頻繁に出るところです。なので、電柵をしても、イノシシが荒らして大変で、もう手に負えないということです。  
また、借受人も、やがて80歳になられますし、もうできないということでした。  
後継の方が、誰かいらっしゃればという話が来たのですが、なかなか次の方も見つからなくて。

6番委員 息子さんは、おられませんか。

1番委員 はい。息子さんは町外の郵便局に勤務されていて、耕作されるのは難しいと思います。  
また、場所が悪くて、農業法人も受けられないという、厳しい状況です。

議長 ほかに質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、これも報告ですので、次に移ります。

#### 「議第45号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
令和7年1月14日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは3条の審議資料です。  
まず1番は私の担当地区ですので、私から説明いたします。  
農地法第3条審議資料の1番、補足資料が12ページから14ページです。  
農地の情報は左記のとおり、経営の縮小のため農地を売り渡すと

のことです。

これは譲渡人の方が高齢で、持病もあって、自分では農業ができないということで、誰か作ってくれないかというお話がありました。

それで、この農地の近くを耕作されている、譲受人との間で、売買の話がまとまって、今回の申請となりました。

審議をよろしくお願いします。

事務局

事務局から補足いたします。

許可基準につきましては、申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議長

はい。今、事務局からも説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員)

ありません。

議長

はい。ないということですので、この議案は可決いたします。

次、2番、これは担当委員の10番委員から説明をお願いします。

10番委員

議第45号、農地法第3条審議資料。

番号2は、9ページです。

補足資料は、15から18ページとなります。

農地の情報は左記のとおりです。

譲渡人は経営縮小のため、譲受人に農地を譲り渡すものです。

贈与です。御審議をよろしくお願いします。

事務局

事務局から補足いたします。

許可基準につきましては、申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。以上のことから総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議 長 はい。今、担当委員と事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

5 番委員 贈与とのことですが、義理のご兄弟とかご親戚間なのかなと思われませんが。

10 番委員 補足資料の16ページの写真を見ていただくと、この土地に譲受人の方のハウスとかがあり、もう何年も耕作されておられます。  
譲渡人の方も高齢で耕作できないということと、息子さんも農業以外の職業に就かれているため、そのまま耕作してほしいとの意味合いから、贈与となったのだらうと思います。

5 番委員 じゃあ長年耕作してもらっている人がいるから、そのままあげるということですね。

10 番委員 はい。そういうふうに聞いております。  
もう自分では耕作できないし、今まで何年も作っていたので、売買というわけではなく贈与になったのだと思います。

議 長 よろしいでしょうか。ほかに何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この議案についても可決いたします。  
次、3番、これは担当委員の8番委員から説明をお願いします。

8 番委員 資料は9ページ、議第45号、農地法第3条審議資料の3番です。

これも番号2と同じで所有権移転・贈与となっております。

補足資料は19、20ページです。

譲渡人の方は、現在、町外の施設におられます。

譲受人は既に、倉庫とか小さいハウスを建てて、農地を管理されております。

後継者の息子さんも亡くなられていることから、正式に贈与という形で、所有権を移転したいとのこと。

よろしく願いいたします。

事務局 事務局から補足いたします。

許可基準につきましては、申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。以上のことから総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。この件についても、担当委員と事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この件についても可決いたします。

次、「議第46号」

事務局 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
令和7年1月14日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは私の地区ですので、私からまた説明をいたします。  
農地法第4条審議資料の1番です。  
これは補足資料が22、23ページとなっております。  
農地の情報は左記のとおり、申請者が営む建設会社の事務所、車庫、倉庫に隣接した農地を資材置き場にしたいということです。

事務局 事務局から補足いたします。  
許可基準につきましては、申請書に事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

以上ことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議 長 はい。事務局からも説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

10番委員 地目が今、畑ですが雑種地か何かになるわけですか。

事務局 資材置き場なので、宅地か雑種地になると思います。

10番委員 だから、地目を変更するということでしょう。

事務局 はい。造成工事ができてしまったら、地目変更します。

10番委員 分かりました。

議 長 ほかに何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この件についても可決いたします。

次、「議第47号」

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和7年1月14日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。これは5条の申請です。この件については、担当委員の3番委員から説明をお願いします。

3番委員 議第47号、農地法第5条の審議でございます。

番号1番です。譲受人、譲渡人、農地情報等は左記のとおりです。

農地転用理由は、申請地の隣の宅地を購入したが、駐車場がないため、宅地と同じ所有者の農地を購入し、駐車場にしたいということです。

補足資料は、25ページから26ページでございます。

審議のほど、よろしく申し上げます。

事務局 事務局から補足いたします。

こちらの農地につきましては、補足資料の26ページの、左下の写真を見ていただくと分かると思いますが、以前から墓石が建って

おり、違法転用であるため、始末書が提出されております。

所有権移転にあたり、墓じまいの儀式を行った上で撤去される旨、記載されております。

許可基準につきましては、申請書に事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。今、農業委員と事務局から説明がありましたが、この件についても何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この件についても可決いたします。

次、「議第48号」

事務局 非農地証明願の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和7年1月14日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは非農地証明願の承認ですが、担当委員の1番委員から説明をお願いします。

1番委員 非農地証明願についてですが、申請人、農地の情報は左記のとおりです。

現地は地籍調査において筆界未定地であること。

申請地一帯が非農地であることを、会長とともに現地調査により確認しました。

資料は、28、29ページを見ていただきたいと思います。

写真のとおり、非常にカヤが生えて、農地として利用するのは、ちょっと難しいなというようなところでございます。

審議のほど、よろしく願いいたします。

事務局 事務局から補足いたします。

1番委員、会長より説明があったとおり、以前、地籍調査において境界揉めがあり、筆界未定地となっている農地です。

補足資料の29ページに、会長、1番委員と一緒に2名の方が写っていらっしゃるのですが、この1番委員の隣の男の方が、ここ一帯を全部買いたいと言われる方の代理人、その右隣、真ん中に立っていらっしゃる方が土地を紹介された人です。

令和3年の4月1日付で農林水産省より出ています、非農地判断の徹底についてという文書の中に、今回のように、境界が確定していない場合であっても、農業委員会が現地確認を行い、申請地一帯が、非農地であることが確認できれば、非農地証明ができると記載されています。

これに基づき事務局も併せて、現地確認に同行しております。

事務局からの補足は以上です。

議長 先ほど説明がありましたように、私も一緒に立会いで現場を見ましたが、一緒に写っている写真のところは道がきれいで、幅も広いように見えますが、ここだけであって、ほかのところは、ようやく車が1台、それも軽自動車を通れるぐらいの、細い道でした。

私も初めて通る道で、地元の人あまり通らない道、そういう不便なところにある、農地を耕作するのはちょっと難しいだろうと思いました。

道便利が悪く、周りも山ばかりで、荒れ地となっており、やはりこれは非農地ではないかという、判断をいたしました。

皆さん、どうでしょうか、質問のある方はいませんか。

事務局 さっきの補足をしてもよろしいですか。

今言っている部分は、補足資料28ページの、赤で囲っている部分の、上の部分です。

上の部分の地目畑を、審議をしています。

ここになぜ、4筆地番が書いてあるかといいますと、この4筆は先ほどより申し上げましたとおり、境界が決まっていません。

境界が決まっていないので、この土地の所有権移転や、地目変更をする場合、4筆まとめて、その一帯を、非農地認定しない限り次に進めない状況となっております。

さっきも言いましたとおり、所有者がそれぞれにいて、もめているので、このような状況になっています。

以上です。

事務局 今、係長が言ったように、県から、筆界未定であっても問題がないというところも確認しておりますし、町の顧問弁護士にも相談し、法律的に問題がないのも確認した上で、今回、議案として上げております。

以上です。

4番委員 この赤線の中の4筆が筆界未定地で、境が分からないので、そのまま、まとめて1人が購入するなら何も問題ないということですか。

ただ、その中に、畑があるので非農地証明を受け、地目を変えれば、農家でなくても土地を買えるということですか。

事務局 そういうことです。

ちょっと普段ないような案件になっておりますので、皆さん何か分からないとか、聞きたいことがあれば、今聞いていただければと思います。

5番委員 境が分からないというのは、この4筆は一人一人名義が違うということですか。

事務局 今回、非農地証明の申請が上がっているところを除き、あとの3筆の地目は、山で、3名の共有名義です。

山林を買われる際に、今回申請の農地との境界立会いをやっていないので、境界が未定となっております。

ただ、筆界未定地も解消はできるのですが、多額の費用がかかるので、筆ごとの境界確定はされないと思います。

議長 ほかに何か質問はありませんか。

4番委員 筆界未定地というのは町内に、まだありますか。

事務局 はい。こういうふうに筆界未定地となっているところが、少数あるというのは地籍調査係から聞いております。

4番委員 それは農地ですか。

事務局 山が多いようです。

3番委員 この農地の面積は、何の面積ですか。

境界未定なら、実測面積ではないと思いますが。

事務局 地籍調査のときに揉めていますので、以前の、登記簿面積で出ています。

議長 ほかに何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、非農地証明願を承認いたします。

次、「議第49号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について。【一般】  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
令和7年1月14日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは農用地の利用集積計画ですので、これは事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明いたします。

17ページをお開きください。まず、番号1です。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、現況地目、契約期間、小作料は物納です。

補足資料は、31ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号2、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、現況地目、契約期間等はここに記載してあるとおりです。小作料につきましては、物納です。

補足資料は、32ページをお開きください。こちらの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号3、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、契約期間等はここに記載してあるとおりです。土地の所在地に(1)と記載しているのは、農地1筆ではなく、一部分という意味です。

こちらは、5棟あるハウスのうち、3棟に対し、賃貸借権を設定されます。

小作料については、記載のとおりです。

補足資料は、33ページをお開きください。こちらの赤枠で囲ってあるところです。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありました。この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 議第49号の農用地利用集積計画（案）については、承認いたします。

議案はこれで終わりました。

まだ、まだ、寒い日が続いております。どうか風邪などひかずに御自愛してお過ごしください。

本日はお疲れさまでした。